

法テラスは、民事事件や家事事件の問題を抱えながら、お金がないために弁護士・司法書士から法的な援助を受けることができない方を対象として、無料の法律相談を行っています（民事法律扶助・法律相談援助）。この制度を利用するには、以下の要件を満たす必要があります。

- ✓ 収入や資産が一定の基準以内であること
- ✓ 日本に住所を持ち、適法に在留していること（ただし、在留資格が問題となっている場合であって、在留資格にかかる当局の行政処分を争う訴訟を提起したならば、裁判例等に照らし、裁判所が在留資格を認定するであろうことが確実であるとみられる場合には、例外的に、在留資格がなくとも要件を満たしているとみなすことがあります。）
- ✓ 民事法律扶助の趣旨に適すること。

基準 A と基準 B のどちらも満たす必要があります。

基準 A 収入等が一定額以下であること

夫婦間の紛争の場合を除き、原則として配偶者の収入・資産を加算した金額で判断します。月収（賞与を含む手取り年収の 1/12）の目安は次のとおりです。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族
182,000 円以下 (200,200 円以下)	251,000 円以下 (276,100 円以下)	272,000 円以下 (299,200 円以下)	299,000 円以下 (328,900 円以下)

※（）内は、東京、大阪などの大都市の基準です。

※5人家族以上は、1人増につき 30,000 円（33,000 円）が加算されます。

※医療費、教育費などの出費がある場合は、相当額が控除されます。

※家賃・住宅ローンを負担している場合は、上記収入基準に下記の限度額の範囲内でその全額が加算されます。（）内は、東京都特別区在住者の加算限度額です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
41,000 円 (53,000 円)	53,000 円 (68,000 円)	66,000 円 (85,000 円)	71,000 円 (92,000 円)

基準 B 保有資産が一定額以下であること

現金・預貯金の合計が、次の基準を満たすことが必要です。

単身者	2人家族	3人家族	4人家族以上
180 万円以下	250 万円以下	270 万円以下	300 万円以下